

キャッシュ・フロー計算書の再検討

— 直接法の適用に向けて —

Some Comments on the Statement of Cash Flow:
Towards an Application of Direct Method.

遠藤 秀紀

Hideki ENDO

キーワード：キャッシュ・フロー計算書，営業活動によるキャッシュ・フロー，直接法，間接法，事業活動，目的適合性，信頼性，理解可能性

Key words : statement of cash flow, cash flow from operating activity, direct method, indirect method, business activity, relevance, reliability, understandability

要約

本稿は、わが国のキャッシュ・フロー計算書作成基準の問題点を検討し、キャッシュ・フロー計算書の改善に向けたいくつかの提言を試みたものである。「財務諸表等規則」は、営業活動区分において直接法を要請している。しかしながら、直接法によると、他の財務諸表との連携関係は理解しにくいから、直接法を用いる場合はCFOから営業利益への調整表を結びつける。この場合、調整表の調整項目は性質に基づいて4区分する。また、企業活動は、営業活動と投資活動の区分をまとめて、「事業活動」の区分を設ける。これらの改善は、キャッシュ・フロー報告において、投資者および債権者にとって目的適合的な情報を提供することに役立つ。

Abstract

This paper reviews the issues of the current rule for the statement of cash flow in Japan and makes several recommendations for improving the statement. The Ministry of Finance (MOF) regulations require the direct method in the operating activities section. Because of the articulation of the other financial statements are difficult to understand in the direct method, however, the direct method combine with reconciliation of cash flow from operations to operating income. In this case, adjustments are to be classified in one of the four categories based on its nature. In addition, corporate activity establishes “business activities” section including operating activity and investing activity. These improvements are useful in providing information more relevant for investors and creditors in cash flow reporting.

1. はじめに

企業会計審議会は、1998年3月に「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準の設定に関する意見書」(意見書)¹を公表した。これを受けて、1999年3月に「財務諸表等規則」・「連結財務諸表等規則」が改正されてから、今日まで9年が経過し、その間にいくつかのキャッシュ・フロー報告の問題が表面化している。

キャッシュ・フロー情報の開示は、現在、国際的に変革の時期を迎えている。国際会計基準審議会(IASB)は、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)と合同で、会計基準のコンバージェンスに向けて、「財務諸表の表示プロジェクト」を進めているが、そのフェーズBにおいて、キャッシュ・フロー計算書の様式の変更と直接法を採用するかどうかを検討している²。このような動向に呼応して、わが国の金融庁は、2010年3月期から国際財務報告基準(IFRS)の適用を企業に認める方針を示している³。また、会計基準委員会(ASBJ)も、IFRSの作成に積極的に関与することを表明している。

このような動向の影響を受けて、わが国のキャッシュ・フロー計算書作成基準の見直しが迫られている。その場合、現行の作成基準がどのように適用されているかについて、次のような問題に適切に対応しなければならない。第1に、キャッシュ・フロー計算書は、それが財務報告の目的に示されているように、投資者および債権者にとって有用性をもっているか。第2に、キャッシュ・フロー計算書は経営者によって操作されやすいか。第3に、キャッシュ・フロー計算書は改善すべきか。また、その改善は、投資者および債権者の財務報告への信頼性を高めうるかということである。

本稿では、このような視点から、はじめに投資者および債権者にとって有用な営業活動の表示形式について明らかにしてみる。次いで、キャッシュ・フローの分類問題を取り上げて検討し、わが国の作成基準の改善についていくつかの提言を試みる。

2. 営業活動の表示形式

(1) 直接法と間接法

「財務諸表等規則」は、営業活動区分の表示法について「営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローをその内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない」と規定し、以下の2つの方法を示している(第113条)。

一 営業収入、原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出その他適当と認められる項目

に分けて主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法。

二 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法。

イ. 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目

ロ. 売上債権、たな卸資産、仕入債務その他営業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額

ハ. 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

一般に、営業活動によるキャッシュ・フロー(CFO)の表示法は、前者の一を直接法といい、後者の二を間接法という。図表1はこれら2つの表示法を具体的に例示したものである。図表1に示すように、わが国のキャッシュ・フロー計算書の様式は、両方法ともに、小計欄がもうけられている点に1つの特徴がある。日本公認会計士協会による「実務指針」⁴によれば、小計欄は、「営業活動によるキャッシュ・フローのうち、おおむね営業損益計算の対象となった取引に係る

図表1 財務諸表等規則によるキャッシュ・フロー計算書の様式

直接法によるキャッシュ・フロー計算書 200X年12月31日に終わる年度 (千円)		間接法によるキャッシュ・フロー計算書 200X年12月31日に終わる年度 (千円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入(手数料を含む)	11,585	当期純利益	540
仕入支出	-6,149	純利益の営業キャッシュ・フローへの調整	
営業費支出	-3,181	減価償却費	720
小計	2,255	償却費	250
利息支出	-672	支払利息	525
法人税支出	-180	法人税	229
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,403	前受手数料の増加額	121
		売掛金の増加額	-356
投資活動によるキャッシュ・フロー		商品の増加額	-50
有形固定資産の取得による支出	-300	買掛金の増加額	20
投資有価証券の取得による支出	-500	貸倒引当金の増加額	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	-800	退職給付引当金の増加額	176
		小計	2,255
財務活動によるキャッシュ・フロー		利息支出	-672
短期借入金の返済による支出	-410	法人税支出	-180
短期借入れによる収入	500	営業活動によるキャッシュ・フロー	1,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	90		
			(以下、直接法に同じ)
現金及び現金同等物の増加額	693		
現金及び現金同等物期首残高	1,796		
現金及び現金同等物期末残高	2,489		

注) これらの金額は、直接法と間接法の差異を明らかにするため、説明上の仮設例として用いたものである。第5節の例証を参照のこと。

キャッシュ・フローの合計額を意味し、小計欄以下の項目には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フロー及び法人税に係るキャッシュ・フロー」が含まれる。

「意見書」によると、直接法はCFOを総額で表示する点に長所をもつが、親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要することを指摘している。アメリカの財務会計基準書第95号(SFAS95)⁵は、直接法は将来キャッシュ・フローを予測することに役立つから、直接法を奨励し、直接法を用いる場合には、図表2に示す純利益のCFOへの調整表を注記することを求めている。わが国の「財務諸表等規則」は、SFAS95を参考として国内基準化しているにもかかわらず、これらの点を全く要請していない。

間接法は、純利益とCFOとの関係を明示する点に長所がある。図表1の間接法では、正味CFOは、純利益に対して減価償却費以下10項目の調整と利息支出以下2項目の総額のキャッシュ・フローによって計算されている。実際の会社の営業活動区分には、これよりも多くの調整項目があり、利用者にとって理解しにくいものとなっている。

わが国の実務では、ほぼすべての会社はキャッシュ・フロー計算書を間接法により作成している。経営者は、直接法は手間とコストがかかるという立場から、間接法の利用を正当化してきたのである。しかしながら、直接法を用いる場合にかかる手数料や追加的コストは、直接法により投資者および債権者に与えられる便益と比較し、その適否を判断してみなければならない。

図表2 SFAS95によるキャッシュ・フロー計算書の調整表

直接法によるキャッシュ・フロー計算書の注記 (千円)	
純利益の営業キャッシュ・フローへの調整	
当期純利益	540
減価償却費	720
償却費	250
前受手数料の増加額	121
売掛金の増加額	-356
商品の増加額	-50
買掛金の増加額	20
未払法人税の増加額	49
未払利息の減少額	-147
貸倒引当金の増加額	80
退職給付引当金の増加額	176
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,403

注) 上記の図は、図表1をSFAS95が要請する形式に組替えたものである。

(2) 間接法の問題

間接法の問題は、純利益の CFO への調整はその項目数が多くその性質が一樣ではないから、財務諸表の利用者にとって理解することが難しく、調整の理由と他の財務諸表との関連性についての理解に混乱を生じさせていることである。

例えば、金融商品取引法適用会社から任意の 100 社を取り上げて、キャッシュ・フロー計算書を調査⁶すると、調整項目数は最大で 33 項目、1 社当たり平均で 19 項目もある。調整項目の性質の数が多い原因は、イの非現金費用項目に加えて、投資・財務活動への振替えのための項目および小計後に振替えるための項目等のすべてが含まれるからである。

調整金額の内訳は、「減価償却費」、「売上債権の増減額」、「仕入債務の増減額」、「たな卸資産の増減額」および「退職給付引当金の増減額」等が調整項目全体のかんりの部分を占めるとともに、相対的に金額の僅少なその他の調整項目も数多く示されている。これらの調整項目は、調整理由ごとに明確な区分表示がされていない。

「小計」欄に関連する表示上の誤りもみられる。例えば、「役員賞与の支払額」は、調査対象会社 100 社のうち 40 社が「小計」前の調整項目として示し、1 社だけが「小計」後に区分表示していた。「役員賞与の支払額」は総額のキャッシュ・フローであるから、「小計」前の調整項目とは区別しなければならない。

多くの会社の事例において、間接法の調整項目は、比較貸借対照表の各勘定の期首と期末の増減額と一致しない。利用者が各調整項目の詳細なデータを入手できず、調整の正確さの検証や理解ができなければ、純利益と CFO との差異は財務諸表の関連性を具体的に分析するという意味をもたない。その場合、複雑な調整項目をキャッシュ・フロー計算書の本文に示す意義は乏しい。

(3) 直接法の有用性

企業業績の重要な側面としてキャッシュ・フローを取り上げる論者は、これまで CFO の表示法として直接法を支持する論拠を一貫して明らかにしてきた。このような主張者の結論は、直接法だけを認め、直接法と間接法の選択適用を認める基準は適切ではないということである⁷。

直接法は、専門知識を持たない人々に対して、日常的に理解可能な区分で営業現金収入および営業現金支出を報告する。直接法の利点はつぎのとおりである。第 1 に、財務諸表の利用者は、得意先からの現金の回収額および従業員に対する支出額を調査可能であること。第 2 に、報告会社の現金収入および現金支出を長期にわたって比較可能であること。第 3 に、会社の現金収入および現金支出を、他の会社のそれと比較可能であることである。投資者は、会社の現金収入および現金支出の主たる原因に関してそのトレンドを分析し、会社のキャッシュ・フローを競合企業のそれと比較して、投資判断の材料にすることもできる。

会社が間接法を用いる限り、理解可能なキャッシュ・フロー情報の提供は難しい。間接法は、

基本的に純利益を CFO へ調整するだけであり、実際の現金収入と現金支出がいくらあるかを示すものではない。作成者側に立って直接法と間接法の選択適用を認めるのではなく、利用者にとって企業の現金創出能力および支払能力を評価することに対する目的適合性を重視して、キャッシュ・フロー計算書の本文は理解しやすい直接法を適用することに限定すべきである。重要な財務報告の形式を経営者の判断に任せることは、キャッシュ・フロー計算書の作成基準として適切ではない。

3. キャッシュ・フローの分類

(1) 活動別キャッシュ・フローの意義

財務諸表の利用者が関心をもつもう1つの問題は、キャッシュ・フロー計算書における営業活動、投資活動および財務活動の3つの活動別分類である。これらの分類は概念上明白であるが、実務上生じる多種類のキャッシュ・フローを分類する場合、必ずしも操作可能ではない。正確に分類することは、3つの活動別キャッシュ・フローの性質および金額を報告するために必要である。

「財務諸表等規則」は、キャッシュ・フローの分類を次のように規定している(第112条)。

「キャッシュ・フロー計算書は、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。一 営業活動によるキャッシュ・フロー、二 投資活動によるキャッシュ・フロー、三 財務活動によるキャッシュ・フロー、四 現金及び現金同等物に係る換算差額、五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額、六 現金及び現金同等物の期首残高、七 現金及び現金同等物の期末残高」。

すなわち、「財務諸表等規則」は、キャッシュ・フローをアメリカの SFAS95 と同様、営業活動 (CFO)、投資活動 (CFI) および財務活動 (CFE) に分類している。CFI の区分には、固定資産の取得および売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得および売却等によるキャッシュ・フローを記載する。CFE の区分には、資金の調達および返済によるキャッシュ・フローを記載する。しかしながら、CFO の区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載することが認められている。

このことは、規定上、CFO の区分には、営業活動損益収支以外の雑多なキャッシュ・フロー項目を含めることが認められている。財務諸表の利用者は、損益計算書における収益および費用の信頼性を検証するために、1つの「事実確認」として、CFO を利用してきた。そのため、営業活動区分は会社の主たる利益稼得活動に関連するキャッシュ・フローだけを示すことが、とりわけ重要である。

(2) 利息および配当金の分類

活動別分類の問題には、利息および配当金の分類に代表されるように、異なる分類基準のもとにその選択が認められている点がある⁸。「財務諸表等規則」は、利息および配当金収支の表示法について次のように規定している(第106条)。

「利息および配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額及び利息の支払額は第112条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
- 二 利息及び配当金の受取額は第112条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法」

第一項は、利息収支・配当金収入をCFOに分類し、配当金支出をCFFに分類する方法である(第1法)。これは、CFOと損益計算書の経常損益との関連を重視する方法である。第二項は、利息・配当収入をCFIに分類し、利息・配当金支出をCFFに分類する方法である(第2法)。これは、収入項目が投資の成果であり、支出項目が資金調達に関連していることをふまえて、キャッシュ・フロー計算書における取引の分類の首尾一貫性を重視する方法である。

利息・配当金をいずれの方法で分類しても、貸付金支出および株式取得支出をCFIに、借入金収入および株式発行収入をCFFに区分するが、第1法は、貸付金から生じる利息収入、借入金から生じる利息支出および株式取得から生じる配当金収入をCFOに含めている。この方法は、借入れ、貸付けおよび株式取得という取引から生じる収支に、それぞれ異なる分類基準を適用している。キャッシュ・フローの比較可能性を保持する観点から、同一の取引には首尾一貫した分類基準を適用することが適切である。

利息収支および配当金収入の実態について有価証券報告書を調査すると、97社が第1法を適用し、2社だけが第2法を適用していた。また、財務活動に分類すべき利息支出を投資活動に分類している会社も1社みられた。第2法を採用している会社のキャッシュ・フロー計算書において、仮に第1法を適用したとすると、CFOは13,107百万円から14,088百万円となり、981百万円増加することが判明している。利息収支は間接金融を利用する大企業ほど金額の相対的重要性は高いから、第1法を適用する限り、営業活動区分は金融損益収支の影響を強く受けることになる。

4. キャッシュ・フロー報告の改善

(1) 直接法と調整表の連携

前節のキャッシュ・フロー報告の問題は、現行のキャッシュ・フロー計算書を改善するために重要な示唆を与えている。再検討すべき点は、CFOの表示法に関して、直接法と間接法のどちらか一方を選択するという二分法を改めることである。これまでのCFOの表示に関する議論は、直接法または間接法のどちらを利用するかということに焦点があてられてきた。例えば、Bahnsen, Miller and Budge(1996)は、財務諸表利用者は間接法よりも直接法を好んでいると指摘している⁹。これに対して、Anthony(1997)は、間接法は、営業活動による現金の変動と純利益との差異の理由を示すことによって、現金への転換または流動資産および流動負債から解放されたものを理解することを目的としていると指摘している¹⁰。

2つの方法が財務諸表利用者にとって有用な情報内容をもつのであれば、会社がどちらか1つを選択することは合理性をもたない。また、間接法における複雑な調整をキャッシュ・フロー計算書の営業活動区分に示すことは、利用者にとって理解しにくい。そこで、これまでも、直接法を用いるときに調整表を添付すべきであるという主張がなされてきた¹¹。これに加えて、現在のCFOの報告実務を改善するためには、直接法がもつ明瞭性と理解可能性を重視するとともに、利用者がキャッシュ・フローと利益との差異を評価することに目的適的な情報を提供できる点をふまえて、直接法と間接法を連携させることが必要である。すなわち、キャッシュ・フロー計算書上で首尾一貫した総額のキャッシュ・フローを示すことにより、キャッシュ・フロー報告の透明性を確保することができるし、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することによって、混乱しているキャッシュ・フロー報告システムの信頼性を回復することもできる。

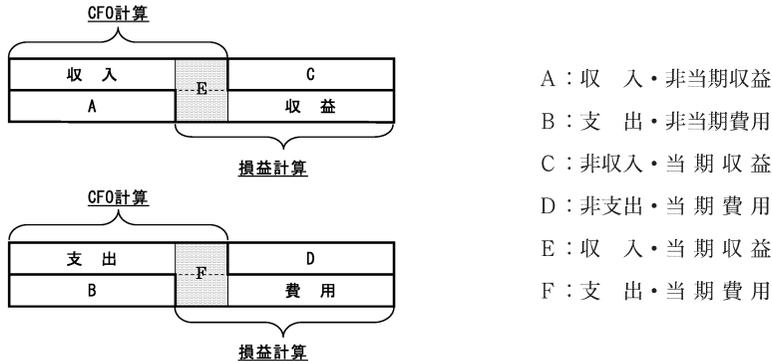
したがって、現行の「財務諸表等規則」は、CFOに関する規定を変更することが望ましい。それは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動区分において直接法だけを要請し、営業キャッシュ・フローから純利益への調整表を連携させることである。

(2) CFOから純利益への調整

直接法によるCFOと連携させる調整表は、CFOからはじめて当期純利益へ調整する¹²。この調整法は、キャッシュ・フロー計算書と調整表の一体的表示を可能とし、CFOと利益との関係を利益からCFOへ調整する伝統的な間接法より理解しやすくなる。

CFOを純利益へ調整するとき、調整項目を調整理由ごとに分別することは理解しやすさの観点から有効であるが、その際、現金基準によるCFO計算と発生基準による損益計算との関連づけを行い、計算構造の論理的整合性を明確にすることが必要である。図表3は、CFO計算と損益計算との関係を示したものである。上段は収入と収益との関係、下段は支出と費用との関係を

図表3 CFO計算と損益計算との関係



表している。

Aは、営業現金収入であるが、当期の損益計算において収益として認識されない、収入・非当期収益項目である。Bは、営業現金支出であるが、当期の損益計算において費用として認識されない、支出・非当期費用項目である。Cは、当期の収益であるが現金収入を伴わない、非収入・当期収益項目である。Dは、当期の費用であるが現金支出を伴わない、非支出・当期費用項目である。収入と収益、支出と費用が一致するEおよびFはそれぞれ、収入・当期収益および支出・当期費用である。AからDの各調整項目を直接法によるCFOに加算・減算し、純利益へ調整する。

図表4は、わが国の企業の間接法キャッシュ・フロー計算書を調査し、その代表的調整項目をAからDの各区分に分類したものである。Aには、例えば、「売上債権の減少額」のように、前期に収益として認識されているが当期収益として認識されていない項目、「前受収益の増加額」のように、次期以降に収益として認識される繰延収益の項目、および「前受金の増加額」のような収益として認識されないその他の営業取引の項目が含まれる。仕訳で示すと、(借)現金/(貸)非現金資産・負債となる。

Bには、例えば、「仕入債務の減少額」のように、前期に費用として認識されているが当期費用として認識されていない項目、および「前払費用の増加額」や「未払費用の減少額」のように、未だ当期費用として認識されず次期以降に費用として認識される項目が含まれる。仕訳で示すと、(借)非現金資産または負債/(貸)現金となる。

AおよびBは、当期の現金収入および現金支出を伴うが、当期の損益計算には含まれないから、CFOからAを減算し、Bを加算する。この調整は利益稼得活動による正味現金収入を表わす。

Cには、例えば、「売上債権の増加額」のように、当期の売上収益として認識されている項目、「前受収益の減少額」のように、前期の繰延収益を当期収益として認識する項目、「未収収益の増加額」のように次期の収益を見越す項目、および「評価益」などのように収益を認識するとともに資産の帳簿価額を修正する項目が含まれる。仕訳で示すと、(借)非現金資産または負債/(貸)収益となる。

図表 4 調整項目の分類

区分	A 収入・非当期収益	B 支出・非当期費用	C 非収入・当期収益	D 非支出・当期費用
内容	営業現金収入： ただし、当期収益として認識されない	営業現金支出： ただし、当期費用として認識されない	収益： ただし、現金収入を伴わない	費用： ただし、現金支出を伴わない
調整項目	売上債権の減少額 前受収益の増加額 未収収益の減少額 前受金の増加額 その他の債権の減少額	たな卸資産の増加額 仕入債務の減少額 前払金の増加額 前払費用の増加額 未払費用の減少額 その他の債務の減少額	売上債権の増加額 前受収益の減少額 未収収益の増加額 その他の債権の増加額 為替差益 有価証券評価益 貸倒引当金の減少額 退職給付引当金の減少額 有価証券評価戻入益 持分法による投資利益	棚卸資産の減少額 仕入債務の増加額 前払費用の減少額 未払費用の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 その他の債務の増加額 有価証券売却損 有形固定資産売却損 為替差損 有価証券評価損 持分法による投資損失 減価償却費 営業権償却 貸倒損失 減損損失

Dは、例えば、「たな卸資産の減少額」、「仕入債務の増加額」、「減価償却費」、「引当金の増加額」、「評価損」および「売却損」などの非現金費用項目である。また「未払費用の増加額」のように当期費用であるが、いまだ支払われていない見越費用、および「前払費用の減少額」のように次期以降の費用を前払いした繰延費用を当期の費用として認識する項目が含まれる。仕訳で示すと、(借)費用/(貸)非現金資産・負債となる。

CおよびDは、現金収支を伴わない収益および費用であるから、CFOにそれぞれ加算・減算する。この調整は、財務諸表利用者になじみのある損益計算書の収益および費用の関係と同じように示されるから一般に理解しやすい。

このように、CFOから純利益への調整計算の方法は、 $CFO - A + B - C + D = \text{当期純損益}$ となり、利用者はキャッシュ・フローと利益の差異を調整理由別かつ段階的に理解することができる。これらの改善は、現行のキャッシュ・フロー計算書作成の実務を大幅に転換することになる。しかしながら、財務諸表利用者にとって、キャッシュ・フロー計算書の理解可能性を高め、財務報告の信頼性を確保するための1つの方法である。

(3) 分類法の見直し

「財務諸表等規則」は、営業、投資および財務活動のキャッシュ・フローの分類について現実にあった指針を提供するものでなければならない。とくに利息収支および配当収入の分類のように、

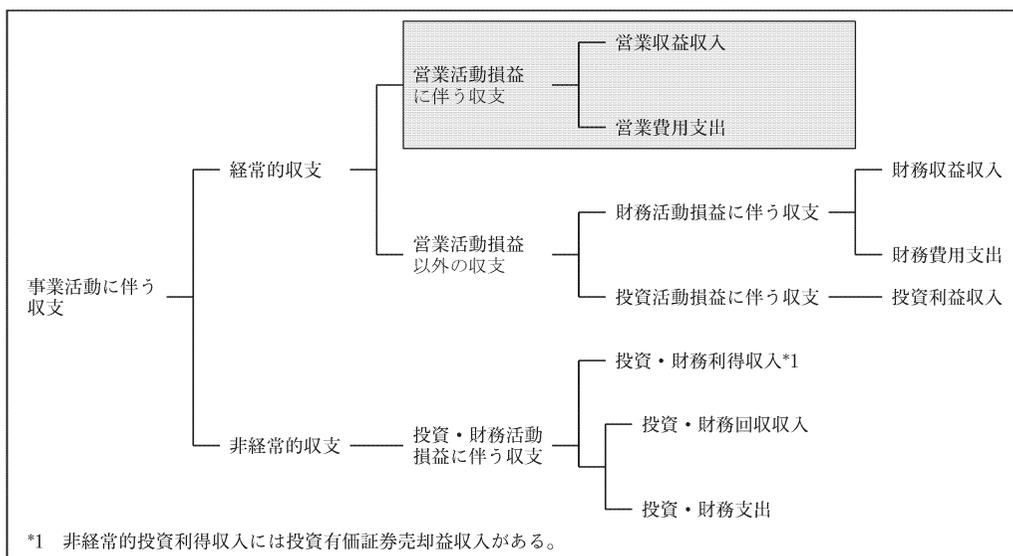
分類の選択を認めるべきではない。その理由は、現実の経済的実態に即した指針を提供することによって、経営者が自己の都合によってキャッシュ・フロー報告の内容を操作することがないようにするためである。現金創出能力を判断するための主要な指標として、CFOの質を高めるべきである。

わが国の監査報告書は、現在、継続企業の前提に疑義が生じている場合、その内容を監査意見として追記で表明することが義務づけられている。2008年度の全上場会社3,600社を調査したところ、CFOが1期または2期以上連続してマイナスになっていることを理由に、継続企業の前提に疑義が表明されている会社は7社あり、CFOは継続企業の前提を判断する重要な指標として用いられている¹³。したがって、経営者が特定のキャッシュ・フローの分類を選択したり、誤って分類したりしないように、独立監査人は指針を設けて厳格な監査指導を行う必要がある。

キャッシュ・フローの分類法の改善点は、活動別キャッシュ・フローを見直すことである。例えば、利息収支・配当収入の分類にみられるように、営業活動と投資活動を区別することは難しい。鎌田教授(2004)は、営業活動の分類の問題を早くから指摘しており、図表5に示すような「事業活動」に伴うキャッシュ・フローの区分を提示している¹⁴。

この分類の特徴は、わが国において1999年まで公表されていた資金収支表の分類を利用して、「事業活動」を営業、財務および投資損益収支を含む用語として用いていることである。また、図表5の分類は、わが国の「企業会計原則」による損益計算書の区分を、その内容からみて、営業損益取引を「営業活動損益収支」、営業外損益取引を「財務活動損益収支」、特別損益を「投資

図表5 事業活動に伴う収支の分類



出所) 鎌田信夫(2004)『[新版]キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, P.110。

注) 網掛けは著者が追加した。

活動損益収支」および「前期損益修正」と読み替えて、資金収支表と対応させている。

IASBは、「財務諸表の表示プロジェクト」のフェーズBにおいて、キャッシュ・フロー計算書を損益計算書と一体的に表示させて、営業活動と投資活動を含めた「事業活動」という区分を提案している¹⁵。「事業活動」区分を設けてキャッシュ・フロー計算書と損益計算書との対応表示を可能としている点で、この提案は、図表5の分類法を実現するものである。

5. 例証—直接法と調整表の連携表示

本節では、直接法によるCFOと調整表の連携について具体的に例証してみる。資料1「X社比較貸借対照表」、資料2「X社損益・利益剰余金計算書」および資料3「付属資料」を用いて、図表6「財務諸表マトリックス」により直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成する。

資料1

比較貸借対照表

X社	12月31日		(千円) 増減額
	2001年	2002年	
資 産			
流動資産			
現金及び現金同等物	1,796	2,489	693
売掛金	1,000	1,356	356
貸倒引当金	(10)	(90)	(80)
商 品	700	750	50
流動資産合計	3,486	4,505	1,019
固定資産			
機械・設備	7,000	7,300	300
減価償却累計額	(630)	(1,350)	(720)
特許権	1,500	1,250	(250)
投資有価証券	4,953	5,453	500
固定資産合計	12,823	12,653	(170)
資産合計	16,309	17,158	849
負 債・純資産			
流動負債			
買掛金	1,780	1,800	20
前受手数料	—	121	121
未払利息	167	20	(147)
未払法人税等	30	79	49
短期借入金	4,000	4,090	90
流動負債合計	5,977	6,110	133
固定負債			
退職給付引当金	100	276	176
負債合計	6,077	6,386	309
純資産			
資 本 金	9,664	9,664	0
利益剰余金	568	1,108	540
純資産合計	10,232	10,772	540
負債・純資産合計	16,309	17,158	849

資料2

損益・利益剰余金計算書

12月31日に終わる年度		(千円)
X社		
売上高		11,820
売上原価		6,119
売上総利益		5,701
費 用		
営業費	3,181	
減価償却費	720	
償却費	250	
貸倒引当金繰入	80	
退職給付費用	176	4,407
営業利益		1,294
支払利息		525
税金等調整前純利益		769
法人税等		229
当期純利益		540
期首利益剰余金		568
当期純利益		540
期末利益剰余金		1,108

資料3

付属資料

- (1) 期中に手数料121千円を現金で受け取ったが、すべて前受分である。
- (2) 期首に機械・設備300千円を取得した。
- (3) 投資有価証券の評価は原価による。
- (4) 期末に銀行から500千円を借入れた。返済期限は1年である。
- (5) 期末に短期借入金410千円を返済した。

マトリックスの上段は貸借対照表の科目を示している。1行目に期首残高、25行目に期末残高が示されている。右側の列は損益・利益剰余金計算書の科目を示し、利益剰余金欄に金額を記入している。左側の列はキャッシュ・フロー計算書であり、現金及び現金同等物欄に金額を記入している。中段の14行目および19行目にはCFOまたは貸借対照表項目の期中増減額を示している。図表7「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」は直接法によるCFOと調整表を関連づけたものである。

(1) 財務諸表マトリックスによる作成

図表6の財務諸表マトリックスは、直接法と間接法の関係を明確に示している。マトリックスによると、CFOを求める方法には2つある。

第1は直接法であり、左側の現金及び現金同等物欄で期中の現金収支の総額からCFOを求める。マトリックスにおいて、CFOは損益計算書との関係で2種類に分けている。1つは14行目のCFO(1)の2,255千円であり、利息支出および法人税支出前損益計算書の営業利益に対応している。もう1つは19行目のCFO(2)の1,403千円であり、損益計算書の当期純利益に対応している。

第2は間接法であり、マトリックス中段14行目および19行目の「CFOまたは期中増減」欄において、会計等式に基づいて貸借対照表の期中増減を調整してCFOを求める。マトリックスによると、間接法による場合には2つの調整法がある。1つは、営業利益または当期純利益からCFOへ向けて調整していく方法である。例えば、期中の営業キャッシュ・フローの正味変動額1,403千円は、貸借対照表科目の正味変動額における会計等式中の変動額と等しいように示し、 $1,403 = 540 + 176 + 49 - 147 + 121 + 20 + 720 + 80 + 250 - 50 - 356$ となる。一般の間接法はこの調整法であり、CFOの変動額は、貸借対照表における正味変動額を純利益からCFOへ調整する変動額と等しいように示している。なお、営業利益1,294千円から始めて調整するときは、「未払利息の減少額」147千円および「未払法人税の増加額」49千円を除いた上記の調整を行い、CFO(1)2,255千円を求める。

これに対して、直接法のCFOに調整表を連携させる場合には、CFOから始めて当期純利益に向けて調整する。例えば、当期純利益540千円は、貸借対照表科目の正味変動額における会計等式中の変動額と等しいように示し、 $540 = 1,403 + 356 + 50 - 250 - 80 - 720 - 20 - 121 + 147 - 49 - 176$ となる。なお、CFO(1)の2,255千円から始めて調整するときは、「未払利息の減少額」147千円および「未払法人税の増加額」49千円を除いた上記の調整を行い、営業利益1,294千円を求める。

図表7「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」は、財務諸表マトリックスから作成したものである。キャッシュ・フロー計算書の本文では、利息支出を財務活動に区分し、法人税支出を別個の区分で示している。法人税支出を別個の表示科目としている理由は、法人税支出がいずれの活動に関連しているか判断することが難しいからである。また、この方法はIASB/FASBによ

図表6 財務諸表マトリックス

(千円)

貸借対照表 科目		貸借対照表														貸借対照表 科目	
		借方						貸方									
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		
現金 金 同 及 等 び 物	現金 同 掛 金	売 掛 金	商 品	機 械 ・ 設 備	特 許 権	投 資 有 価 証 券	貸 倒 引 当 金	減 価 償 却 累 計 額	買 掛 金	前 受 手 数 料	未 払 利 息	未 払 法 人 税 等	短 期 借 入 金	退 職 給 付 引 当 金	資 本	利 益 剰 余 金	
1 期 首	1,796	1,000	700	7,000	1,500	4,953	(10)	(630)	(1,780)	0	(167)	(30)	(4,000)	(100)	(9,664)	(568)	
2		11,820														(11,820)	売 上 高
3 営業収入	11,464	(11,464)															
4 (手数料収入)	121															(121)	(受取手数料)
5										(121)						121	
6			(6,119)													6,119	売 上 原 価
7			6,169						(6,169)								(仕 入)
8 仕入支出	(6,149)								6,149								
9 営業費支出	(3,181)															3,181	営 業 費
10								(720)								720	減 価 償 却 費
11					(250)											250	償 却 費
12							(80)									80	貸 倒 引 当 金 入 繰
13													(176)			176	退 職 給 付 費 用
14 CFO(1)または 期中増減	2,255	356	50	0	(250)	0	(80)	(720)	(20)	(121)	0	0	0	(176)	0	(1,294)	営 業 利 益
15											(525)					525	支 払 利 息
16 利息支出	(672)										672						
17												(229)				229	法 人 税 等
18 法人税支出	(180)											180					
19 CFO(2)または 期中増減	1,403	356	50	0	(250)	0	(80)	(720)	(20)	(121)	147	(49)	0	(176)	0	(540)	当 期 純 利 益
20 有形固定資産 取得支出	(300)			300													
21 投資有価証券 取得支出	(500)					500											
22 短期借入金 収	500												(500)				
23 短期借入金 支	(410)												410				
24 19から23までの 期中増減	693	356	50	300	(250)	500	(80)	(720)	(20)	(121)	147	(49)	(90)	(176)	0	(540)	利 益 剰 余 金 増
25 期 末	2,489	1,356	750	7,300	1,250	5,453	(90)	(1,350)	(1,800)	(121)	(20)	(79)	(4,090)	(276)	(9,664)	(1,108)	

注) 表中の金額の()は貸方または減額を表わす。
科目の()は計算書に表示されない科目である。

図表 7 直接法によるキャッシュ・フロー計算書

(CFO から営業利益への調整表を含む)

200X 年 12 月 31 日に終わる年度

(千円)

事業活動	
営業活動	
営業収入	11,585
仕入支出	-6,149
営業費支出	-3,181
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,255
投資活動	
投資有価証券の取得による支出	-500
有形固定資産の取得による支出	-300
投資活動によるキャッシュ・フロー	-800
事業活動によるキャッシュ・フロー	603
財務活動	
利息支出	-672
短期借入金の返済による支出	-410
短期借入れによる収入	500
財務活動によるキャッシュ・フロー	582
法人税	-180
現金及び現金同等物の増加額	693
現金及び現金同等物期首残高	1,796
現金及び現金同等物期末残高	2,489
営業活動によるキャッシュ・フローから営業利益への調整：	
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,255
減算：収入非当期収益	
前受金の増加額	-121
加算：支出非当期費用	
商品の増加額	50
利益稼得活動による正味現金	2,184
加算：非収入当期収益	
売掛金の増加額	356
減算：非支出当期費用	
減価償却費	-720
償却費	-250
買掛金の増加額	-20
貸倒引当金の増加額	-80
退職給付引当金の増加額	-176
営業利益	1,294

る提案にも準拠している。そのため、補足的明細表である調整表は、法人税支出前のCFO 2,255千円から始めて営業利益 1,294 千円を求めている。

さらに、調整表は、CFO から営業利益への調整項目を 4 区分している。はじめに、収入・非当期収益項目を CFO から減算した後、支出・非当期費用項目を加算する。その結果、利益稼得

活動による正味現金は2,184千円である。つぎに、非収入・当期収益項目を加算した後、非支出・当期費用項目を減算して営業利益を求める。この区分では、当期のキャッシュ・フローを伴わない収益および費用を調整して、営業利益1,294千円を求めている。CFOから営業利益へ調整する場合は、間接法の問題の1つである調整項目の数を少なくすることに役立つ。

これまで検討してきたように、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成実務は、キャッシュ・フロー報告を複雑にし、混乱させるものである。これに対して、直接法はCFOの状況をより明瞭にかつ理解しやすく提供する。直接法によるCFOにCFOから営業利益への調整表を関連づけることは、現金主義会計から発生主義会計への調整プロセスがキャッシュ・フロー計算書と一体的に理解可能であるという点で、投資者および債権者にとって目的適合性をもつ情報を提供できる。その結果、財務報告の信頼性を回復することになり、有用な情報に改善することに役立つ。

(2) IASB/FASBの合意事項

ーキャッシュ・フロー計算書と損益計算書項目との調整ー

IASB/FASBは、2008年10月に公表したディスカッションペーパーにおいて、(1)営業キャッシュ・フローに関する情報を表示するにあたり直接法を用いること、および(2)キャッシュ・フロー計算書の行項目から包括利益計算書の行項目までの調整を行う明細表で、包括利益を分解することを提案している¹⁶。本稿では包括利益計算書を考察対象としていないが、(2)の提案は、本節で例証したマトリックス上の各項目の期中増減額による調整と同様である。

図表8は、本節の資料に基づいてIASB/FASBの提案を例証した調整である。この調整は、図表6の営業活動区分を要約したものであり、資産、負債および純資産の勘定残高の変動を示すものである。例えば、営業収入を売上高に調整する場合は、 $11,464+356=11,820$ 千円となり、仕入支出を売上原価に調整する場合は、 $-6,149+50-20=-6,119$ 千円となる。IASB/FASBは、現金主義会計と発生主義会計との差異を理解する要請を満たすための注記情報として、本例示に示すような期中増減による調整を求めている。

調整表の区分については、図表8では本稿で検討した調整の性質分類であるAからDのカテゴリーを示している。これに対して、IASB/FASBが現時点で提案している調整表は、所有者との取引を除く資産および負債の変動を「再測定以外」と「再測定」に分けるとともに、現金構成要素と経過勘定の構成要素に分けて、現金構成要素であるキャッシュ・フローを、①再測定以外の経過勘定(契約上の経過勘定及び減価償却費のような規則的な配分を含む)、②再測定のうち、継続的な公正価値の変動又は継続的な評価額の修正、および③再測定のうち、継続的な公正価値の変動又は継続的な評価額の修正以外のもの、に区分している。

なお、IASB/FASBは、ディスカッションペーパーにおいて、本稿で指摘したように、キャッ

図表8 キャッシュ・フロー計算書(CFO)と損益計算書との調整

(千円)

キャッシュ・ フロー計算書	貸借対照表														損益・利益 剰余金計算書		
	借 方						貸 方										
	現 金 同 及 び 物	売 掛 金	商 品	機 械 ・ 設 備	特 許 権	投 資 有 価 証 券	貸 倒 引 当 金	減 価 償 却 累 計 額	買 掛 金	前 受 手 数 料	未 払 利 息	未 払 法 人 税 等	短 期 借 入 金	退 職 給 付 引 当 金		資 本 金	利 益 剰 余 金
事業活動による キャッシュ・フロー																事 業	
営業キャッシュ・フロー																営 業	
営業収入	11,464	356													11,820	売 上 高	
(手数料収入)	121								(121)						0	(受取手数料)	
仕入支出	(6,149)		50					(20)							(6,119)	売 上 原 価	
営業費支出	(3,181)														(3,181)	営 業 費	
							(720)								(720)	減 価 償 却 費	
					(250)										(250)	償 却 費	
						(80)									(80)	貸 倒 引 当 金 入 繰	
													(176)		(176)	退 職 給 付 費 用	
営業キャッシュ・フロー	2,255	356	50	0	(250)	0	(80)	(720)	(20)	(121)	0	0	0	(176)	0	1,294	営 業 利 益
(調整の性質)		(C)	(B)		(D)		(D)	(D)	(D)	(A)				(D)			(調整の性質)
その他の 営業キャッシュ・フロー																	そ の 他 の 営 業 費 用
利息支出	(672)									147					(525)	支 払 利 息	
法人税支出	(180)										(49)				(229)	法 人 税 等	
当期キャッシュ・フロー	1,403	356	50	0	(250)	0	(80)	(720)	(20)	(121)	147	(49)	0	(176)	0	540	当 期 純 利 益

キャッシュ・フロー計算書から損益計算書項目へ調整する順序のほうが、将来キャッシュ・フローや収益性の予測を改善する可能性がある点を認めており、調整表をキャッシュ・フロー情報から始めることに賛同している。IASB/FASBが提案するキャッシュ・フロー計算書および注記の具体的内容は、今後公表されるIASBの公開草案に注目したい。

6. おわりに

本稿は、わが国の「財務諸表等規則」におけるキャッシュ・フロー計算書作成基準およびその適用について、CFOの表示法とキャッシュ・フローの分類法に焦点をあてて検討してきた。また、経営者の恣意的操作を排し、理解可能であるとともに財務報告の信頼性を高め、投資者および債権者にとって有用性をもつキャッシュ・フロー計算書の改善点を明らかにした。その主な点を要約すると次のとおりである。

1. 直接法は、コスト・ベネフィットの検証を必要とするものの、会社のCFOを総額で示すことにより、明瞭性、理解可能性および比較可能性を高めるから、投資者および債権者にとって目的適合性をもつ情報である。SFAS95が明示しているように、直接法の有用性を強調し、

奨励することが望ましい。

2. 間接法は、純利益と CFO との差異を理解することに役立つが、期中における個々の現金収入および現金支出がどれほどであるか明らかではない。純利益の CFO への調整は項目が多く複雑であるから、調整項目を性質別に分類することが適切である。その区分は、A. 収入・非当期収益、B. 支出・非当期費用、C. 非収入・当期収益、および、D. 非支出・当期費用の4項目である。
3. 「財務諸表等規則」は、CFO の表示法として直接法を原則とするよう変更し、直接法に CFO の純利益への調整表を連携させる。直接法と連携させる調整表は、CFO から始めて純利益へ調整する。また、その調整方法は、まず、CFO に A 項目を加算し、B 項目を減算する。この調整段階は、利益稼得活動による正味現金を示す。つぎに、C 項目を加算し、D 項目を減算する。この調整段階は、損益計算書の収益・費用の関係と同様に示されるから利用者にとってなじみのある計算法である。これにより、現金主義会計から発生主義会計の利益調整過程が調整理由別かつ段階的に示され、CFO と純利益との関係は伝統的な間接法よりも理解しやすくなる。
4. 「財務諸表等規則」は、営業活動区分を主たる利益稼得活動に関連するキャッシュ・フローだけを示すよう定義を変更し、営業収益収入と営業費用支出を示すことにより、利用者にとって理解しやすいよう改める。とくに、経営者に認められている利息収支・配当金収入の分類の選択適用を中止し、営業活動から除外する第2法の適用が望ましい。
5. 営業活動と投資活動を分類することはきわめて難しい。そこで、キャッシュ・フロー計算書において新たに「事業活動」区分を設け、営業活動と投資活動を含めて表示する分類法への見直しに向けた検討を要する。

-
- 1 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準に関する意見書」平成10年3月。
 - 2 山田辰巳「財務諸表の表示プロジェクトの現状について」『国際会計研究学会第25回研究報告要旨集』2008年8月、pp.59-60。
 - 3 日本経済新聞、「国際会計基準 09年度から利用可能」日本経済新聞社、2009年1月27日(火)1面。
 - 4 日本公認会計士協会「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」1998年6月。
 - 5 FASB, *SFAS95*, "Statement of Cash Flows," November 1987.
 - 6 東京、大阪および名古屋の各証券取引所に上場している会社のうち、2000年から2004年にかけて決算期が3月であり、わが国の「財務諸表規則」を適用し、金融・保険以外の業種に属している会社1,070社から、層化無作為抽出法によって、各業種ごとに平均的に100社を抽出した。
 - 7 鎌田信夫『[新版]キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会、平成16年、pp.127-138。

- 8 鎌田信夫「わが国のキャッシュ・フロー情報開示の動向」『会計』第168巻第6号, 2005, pp.114-125。
- 9 Bahnson, Paul R., Paul B.W. Miller and Bruce P. Budge, “Nonarticulation in Cash Flow Statements and Implications for Education, Research and Practice,” *Accounting Horizons*, vol.10, No.4, December 1996, pp.1-15.
- 10 Anthony, Robert N, “Financial Reporting in the 1990s and Beyond,” *Accounting Horizons*, vol.11, No.4, December 1997, pp.107-111.
- 11 飯田穆「企業利益とキャッシュ・フロー — 営業活動によるキャッシュ・フローの間接法による測定・表示の論理構造 —」『経済科学』第47巻第4号, 2000年3月, pp.9-15。
- 12 CFOから純利益へ調整する方法を示している文献は次のとおりである。

友杉芳正, 田中弘, 佐藤倫正『財務情報の信頼性』税務経理協会, 平成20年, pp.215-223。

Lee, T.A. *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold (UK). Ltd., 1984, p.88, 132. (鎌田信夫・武田安弘・大雄令純共訳『現金収支会計—売却時価会計との統合—』創成社, 1989, p.116, 172。)

Miller, Paul B.W., and Paul R. Bahnson, “Fast Track to Direct Cash Flow Reporting,” *Strategic Finance*, vol.83, No.8, February 2002, pp.51-57.

O. Whitfield Broom, “Statement of Cash Flows: Time for Change!,” *Financial Analysts Journal*, March/April 2004, pp.16-22.
- 13 東海学園大学図書館におけるデータベースのeol DBタワーサービスを利用して、キーワードによる全方位検索により調査した。
- 14 鎌田信夫『前掲書』pp.109-110。
- 15 山田辰巳「前掲論文」pp.59-60。
- 16 又邊崇「ディスカッションペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」の概要」『季刊 会計基準』第23号, 2008.12, pp.226-235。